

選挙管理委員会の事務の共同処理について

飯田市総務部財政課 高田 修

1 飯田下伊那地域の選挙管理委員会の状況

(1) 選挙管理委員会事務局の状況（別紙1参照）

- 事務局職員は、飯田市は専任、他町村は全て兼務の状況
- 兼務先は、議会事務局との兼務が5町村、総務課の兼務が8町村となっている

(2) 事務の内容（別紙2 飯田市選挙管理委員会規程参照）

ア 各種選挙の執行に関すること

- ・市町村長、市町村議会議員、農業委員、財産区議会議員、土地改良区総代
- ・県知事、県議会議員
- ・衆議院議員、参議院議員

※当該団体の首長、議員選挙、県関係選挙、国政選挙だけでも、毎年1～2件は執行

イ 選挙の啓発に関すること

ウ 選挙人名簿に関すること

オ その他（委員会の運営、直接請求など）

※飯田市における各種選挙執行の状況（過去5年間）

平成17年度	市議会議員	衆議院議員	農業委員	財産区 3件
平成18年度	県知事			
平成19年度	参議院議員	県議会議員	財産区 2件	土地改良区
平成20年度	市長	農業委員	財産区 1件	
平成21年度	市議会議員	衆議院議員	財産区 3件	

※飯田市における選挙及び選挙管理委員会の事務に要する費用（平成21年度予算：千円）

区 分	予算額	積算内訳等
市議会議員選挙	52,673	人件費 21,667（管理者、立会人、選挙事務） 選挙公営費 16,291（はがき、ポスター、自動車） 需用費ほか 14,715
衆議院議員選挙	44,800	人件費 27,685 需用費ほか 17,115
財産区議会議員選挙	11,044	人件費 8,412 需用費ほか 2,632
選挙啓発費	628	明るい選挙だより印刷ほか需用費
選挙管理委員会運営費	4,933	委員報酬 2,357 需用費 2,440 全国選管ほか負担金 136
事務局職員人件費	18,892	平均給与 5,664×3人、臨時職員 1,900
合 計	132,970	

2 下伊那郡内の選挙管理委員会事務を共同処理する想定

(1) 共同処理する市町村の範囲

- ◎ 13町村の首長及び議員選挙をすべて1つの選挙管理委員会で処理することは、地域の面積が広く開票等の事務が非効率であること、選挙が多数重複することが予想されることなどからむずかしい

→ 北部（5町村）、南部（4町村）、西部（4町村）の3つの選挙管理委員会を設置して共同処理することを想定する

※ 想定する選挙管理委員会別の有権者数（H21.3.2現在選挙人名簿登録者数）

北 部	34,450 人	南 部	11,161 人
西 部	7,208 人	飯田市	86,015 人

(2) 共同処理のメリット

① 経費の節減

- 選挙管理委員会委員数の削減 52人 → 12人
- 事務局職員の削減
 - ・飯田市の事務局専任職員は有権者数8万6千人で3人
 - ・3つの選挙管理委員会は執行する選挙の数が飯田市よりも多くなるが、有権者数が少ないため、多くても3人の専任職員で事務処理が可能と思われる。
兼務職員25人 → 専任職員9人
- 県関係選挙、国政選挙の開票所を1カ所にするにより人件費、需用費の削減が可能となる
 - ※開票集計等が町村単位でなく選挙管理委員会単位でよければ、さらに開票事務が効率化され削減額が大きくなる

② 専門性の向上

- 事務局職員の専任化により事務研修等が実施しやすくなり、専門性が向上する。
- 兼務の解消により、議会事務局の業務や監査事務の充実が期待できる。

③ 選挙啓発活動の充実

- 事務局の専任化により、選挙のない時期の啓発活動の充実が図れる。

(3) 共同処理を検討する場合の留意点

- ① 選挙管理委員会委員の構成をどのようにするか
 - ・各町村から1人ずつ選出するか、有権者数を考慮するか
 - ・共同設置する委員会を設ける町村で選出か
- ② 共同設置する選挙管理委員会と構成町村の関係
 - ・選挙事務に従事する町村職員の扱い
 - ・明るい選挙推進協議会など町村別に組織される団体との関係
- ③ 経費の節減と事務処理の効率化
 - ・経費の節減だけでなく、正確で迅速な事務処理が可能となることが必要
- ④ 首長、議員選挙の日程が重複した場合の事務処理手順の整備
 - ・準備から開票事務まで誤りなく正確に行うため、選挙管理委員の役割分担、各町村職員の配置も含めて事務処理手順を整備しておく必要がある

- ⑤ 専門性の向上によるサービス水準の向上
 - ・ 投開票事務の改善を検討し、サービス水準を引き上げていくため、職員や委員の専門性を高めることが重要
- ⑥ 共同処理のメリットを投票率の向上へつなげたい
 - ・ 投票率の向上という目標に向かって、日常の選挙啓発活動を充実させる
 - ・ 未成年者や若者有権者への啓発事業を魅力あるものにする必要がある

3 考察

- 選挙管理委員会の事務は、公職選挙法をはじめとする法令に基づき執行する事務が多く自治体ごとの特殊性は少ないと考えられるため、共同処理することについての障害は他の事務に比べて少ないのではないかと思われる。
- 選挙管理委員会の共同設置により、県関係の選挙や国政選挙については効率的な事務処理が可能となる。
しかし、構成自治体の首長及び議員選挙については、複数自治体の選挙日程が重複し事務処理が複雑になることも想定される。
- 飯田下伊那地域のように小規模町村の多い地域では、選挙管理委員会の事務は職員が兼務で行っている場合が多いと思われる。
また、有権者数は少なくても面積が広く市町村数の多い地域では、選挙管理委員会の共同設置による事務処理には限界がある。
一方で、都市部の人口が集中している地域では、共同処理によるメリットは大きいと思われる。
- 電子投票をはじめ事務処理の電子化、効率化が進めば、共同処理によるメリットはより大きくなる。
- 選挙管理委員会の事務では、選挙事務を正確に迅速に執行するとともに、選挙への関心を高め投票率を向上させることが大切であり、事務局職員を専任化して専門性を高めるとともに、選挙管理委員会の啓発活動の充実を図ることが重要である。

(参考：長野県及び飯田下伊那管内図)



飯田下伊那地域の選挙管理委員会、監査委員の体制(現状)

	選挙管理委員会			監査委員			兼務先
	委員数	事務局職員		委員数	事務局職員		
		専任	兼任		専任	兼任	
飯田市	4	3		3	4		
松川町	4		2	2		3	議会事務局
高森町	4		2	2		2	総務課
阿南町	4		2	2		2	議会事務局
阿智村	4		2	2		2	議会事務局
平谷村	4		2	2		2	総務課
根羽村	4		2	2		2	総務課
下條村	4		2	2		1	総務課
売木村	4		2	2		1	総務課
天龍村	4		2	2		2	総務課
泰阜村	4		2	2		1	総務課
喬木村	4		2	2		2	議会事務局
豊丘村	4		1	2		2	議会事務局
大鹿村	4		2	2		2	総務課

飯田市選挙管理委員会規程

昭和39年9月19日
飯選告示第118号

(趣旨)

第1条 この規程は地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第194条の規定に基づき、飯田市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長の選挙)

第2条 飯田市選挙管理委員会委員長(以下「委員長」という。)の選挙は、委員の無記名投票で行ない、投票の最多数を得たものをもって当選人とする。この場合得票数が同じであるときは、くじで定める。

2 前項の選挙について、委員中に異議がないときは、指名推薦の方法によることができる。この場合において、指名された者を当選人と定めるかどうかを会議にはかり、委員全員の同意があつた者をもって当選人とする。

3 委員長が選挙されたときは、委員会は、その住所及び氏名を告示しなければならない。

(委員長の任期)

第3条 委員長の任期は、委員の任期による。

2 委員会は、委員長が欠けたときは、すみやかに委員長の選挙をしなければならない。

(委員長の職務代理)

第4条 委員長は、委員長に事故(欠けた場合も含む。以下同じ。)がある場合においてその職務を代理する者を、あらかじめ委員のうちから定めておかななければならない。

2 委員長及び委員長代理ともに事故があるときは、年長委員がその職務を行なう。委員長及び委員長代理の定まつていないときも同様とする。

(所属政党の届出)

第5条 委員長、委員及び補充員は、その所属する政党その他の団体の名称を委員会に届け出なければならない。その所属する政党その他の政治団体を変更し、又政党その他の政治団体に新に所属し若しくは所属しなくなった場合も、又同様とする。

(委員の退職等)

第6条 委員が退職したとき、又委員の欠員を補充したときは、委員会は直ちにその住所及び氏名を告示しなければならない。

2 補充員が退職しようとするときは、委員長に届け出なければならない。

(委員会の招集)

第7条 委員会の招集は、委員に対する通知により行なう。

2 前項の場合において、当該招集が委員の任期終了に伴ない、新たに委員が選任された日以後最初の委員会であるときは、当該招集は、年長委員が行なうものとする。

3 前2項の通知には、招集の日時、会議の場所及び議題を付記しなければならない。

(会議)

第8条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月1回招集するものとする。

3 臨時会は、必要がある場合に招集することができる。

(欠席の届出)

第9条 委員は、委員会の会議に出席できないときは、あらかじめ委員長にその旨を届け出なければならない。

(委員会招集の請求)

第10条 法第188条の規定により、委員が委員会の招集を請求するときは、希望する招集の日時及付議すべき議案を委員長に提出しなければならない。

(会議録の調製)

第11条 委員長は書記をして会議録を調製し、出席委員の氏名、会議の次第その他必要な事項を記載させ、これに署名しなければならない。

(委員長の職務)

第12条 委員長は、おおむね次に掲げる事務を担当する。

- (1) 委員会において議決すべき事件につき、その議案を提出し、又議決事項を執行する。
- (2) 公印及び文書の保管に関すること。
- (3) 書記長、書記その他の職員の任免、給与、服務等に関すること。
- (4) その他委員会の庶務に関すること。

(委員長の専決)

第13条 法施行令第137条の処分の外委員会の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、委員長において専決処分することができる。

2 委員長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の委員会の会議に報告しなければならない。

(事務局及び職の設置)

第14条 委員会に事務局をおく。

- 2 事務局に事務局長、次長、係長を置く。
- 3 職員の職種は、書記長、書記及びその他の職員とする。
- 4 委員長は、前2項の職の任免については、市長と協議するものとする。

(職責)

第15条 職員の職責は次のとおりとする。

- (1) 局長は書記長をもつてあて、委員長の命を受け所属職員を指揮監督し、委員会に関する事務を掌理する。
- (2) 次長は書記をもつてあて、局長を補佐し、局長事故あるときはその職務を代理する。又上司の命を受け事務を分掌する。
- (3) 係長は書記をもつてあて、上司の命を受けて事務を分掌する。
- (4) 係は上司の命を受けて事務を分掌する。

(係及び分掌事務)

第16条 事務局の係及び分掌事務は「別表第1」のとおりとする。

(事務局長の専決)

第17条 事務局長は、「別表第2」に定める事項の外、飯田市処務規則「別表第2」に掲げる課長共通専決事項を専決することができる。

(告示)

第18条 委員会の告示は、飯田市の告示の例による。

(公印)

第19条 委員会及び委員長等の公印は、「別表第3」のとおりとする。

(補則)

第20条 この規程に定めるもののほか、委員会の職員の服務、事務処理等については、別に定めるものを除き飯田市長部局の例による。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 飯田市選挙管理委員会規程(昭和36年選告示第110号)は廃止する。

附 則(昭和42年6月29日飯選告示第13号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

「別表第1」 事務局の係及び分掌事務
選挙係

- 1 委員会の会議に関すること。
- 2 規則及び告示の制定公布、改廃に関すること。
- 3 公印の保管に関すること。
- 4 委員及び職員の人事に関すること。
- 5 委員会所掌の予算の編成、経理及び物品の保管に関すること。
- 6 文書の收受、発送、保管に関すること。
- 7 各種選挙の執行に関すること。
- 8 その他庶務に関すること。

啓発係

- 1 明るく正しい選挙の啓発に関すること。
- 2 選挙人名簿の調製、縦覧及び閲覧に関すること。
- 3 選挙人の資格調査に関すること。
- 4 選挙人名簿登録申出に関すること。
- 5 政治資金規正法に関すること。
- 6 検察審査会に関すること。
- 7 直接請求に関すること。

「別表第2」 事務局長専決事項

- 1 職員の任免に関する事項
 - (1) 臨時職員の任免諸給与に関すること。
- 2 職員の服務に関する事項
 - (1) 職員の事務分担に関すること。
 - (2) 職員の出張に関すること。
 - (3) 職員の時間外勤務に関すること。
 - (4) 職員の休暇及び欠勤に関すること。
- 3 事務処理に関する事項
 - (1) 委員の報酬その他諸給与に関すること。
 - (2) 告示及び公告で異例又は重要でないもの。
 - (3) 通知、照会、回答、報告、申請、進達等で異例又は重要でないもの。
 - (4) 経理及び物品の出納保管に関するもの。
 - (5) その他軽易な事務の処理に関するもの。

「別表第3」 委員会等の公印 省略